

インターネットと人権

～インターネットの利用にもルールとマナーがあります～

インターネット利用の光と陰

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。近年では携帯電話、特にスマートフォンの普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。

その一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。インターネットでは、名前や顔を知られることなく簡単に情報を発信できるため、現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいためといえます。

インターネットでは、いったん掲示板などの書き込みを行うと、その内容がすぐに広がってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人にさらされ、情報を書き込まれた人が尊厳を傷つけられたり、社会的評価を低下させられるなど、重大な損害を受ける危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損罪や侮辱罪等に問われることもあります。

もしも被害にあったら…

インターネット上に自分の名誉が傷つけられたり、プライバシーを侵害する情報が掲載されても、発信者が誰か分からないため、被害者が被害を回復するのは困難です。インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や、差別的書き込みなどの人権侵害を受けた場合には、運営者(管理人)に削除を求めることができます。さらに「プロバイダ責任制限法」という法律などにより、被害者は、プロバイダやサーバの管理・運営者などに対し、人権侵害情報の発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼することができますようになっています。

被害者自らが削除を求めることが困難な場合は、法務省の人権擁護機関である法務局にご相談ください。(☎0570-003-110)

インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大事です。お互いの顔は見なくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるということを忘れないようにしましょう。利用者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、発信する内容に自己責任をもつ姿勢が大切です。

お問い合わせ 田尻町企画人権課 人権・男女共生室
電話 466-5019

町制施行60周年記念事業イベント

たじり人権のつどい2013 みんなで笑顔になろう

12月7日

“みんなで奏でる60年”のキャッチフレーズにあわせ、人権週間・障害者週間に町制施行60周年記念事業イベントとして開催したたじり人権のつどい。手話ダンスパフォーマーのHANDSIGN(ハンドサイン)による公演は、映像あり、コントあり、迫力のダンスあり！手話とダンスにのせ様々な想いが熱く届けられました。会場のみなさん(約140名)が笑顔で「手話ダンス」も体感。「ダンスと手話をコラボしたコンサートを初めて見ました。すごく迫力があり感動しました。」「手話を知らないですが、知りたいと思いました。」「聴こえない人、聴こえる人がつながる、理解しあえる時間でした。ととても素晴らしい時間をありがとうございます。」といった感想をたくさんいただいています。今回のような催しを通じ、障害の有無や年齢、性別、国籍、出自によって分け隔てられることなく、一人ひとりの尊厳が大切にされる心豊かな人権尊重のまちづくりが少しずつ深まったり広がればと考えております。

